

減損会計に係る独立行政法人会計基準 Q & A と国立大学法人会計基準実務指針（対比表）（案）

※ は修正対象、 は修正後を、また、 は削除を意味する。
 ※表中「独立行政法人」は「国立大学法人」に読み替えるものとする。

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A	「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（案）	修正の観点等
<p>Q 減損 0 - 1</p> <p>「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」において、「企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であると認められる場合には、主務省令においてその旨の定めを行うこと等により、本基準の趣旨を踏まえた会計処理が望まれる」と記述されているが、この趣旨はなにか。</p> <p>A</p> <p>1 減損会計基準は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定されたものである。このため、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算型の業務運営が行われているような独立行政法人について、固定資産に投下された資本を市場を通じて回収することが予定されているような場合には、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切であると考えられる。</p> <p>2 もっとも、固定資産に投下された資本が市場を通じて回収されることが予定されている場合であっても、当該固定資産や業務の特性から、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが必ずしも適切ではない独立行政法</p>	<p>Q 減損 0 - 1</p> <p>「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」において、「企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であると認められる場合には、主務省令においてその旨の定めを行うこと等により、本基準の趣旨を踏まえた会計処理が望まれる」と記述されているが、この趣旨はなにか。</p> <p>A</p> <p>1 減損会計基準は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定されたものである。このため、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算型の業務運営が行われているような独立行政法人について、固定資産に投下された資本を市場を通じて回収することが予定されているような場合には、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切であると考えられる。</p> <p>2 もっとも、固定資産に投下された資本が市場を通じて回収されることが予定されている場合であっても、当該固定資産や業務の特性から、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが必ずしも適切ではない独立行政法</p>	<p>【削除】前文の修正（見込）に合わせ、削除。</p>

人においては、固定資産の有効利用の促進及び市場価格が著しく下落した場合の帳簿価額への反映といった減損会計基準の趣旨を踏まえ、企業会計における固定資産の減損会計基準を一部修正して適用することが適切な場合も考えられる。

3 このように、企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用すべき場合を特定して基準化することが困難なことから、その判断を主務省令等に委ねることとしたものである。

Q 減損 0-2

企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切であると認められる場合は、具体的にどのような場合か。

A

独立行政法人が行っている業務内容は多様であり、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切な場合を一律かつ統一的に示すことは困難であるが、以下のような観点から、減損会計基準の設定の趣旨を踏まえ、総合的に判断することが必要であると考えられる。

(1) 独立採算型等の観点

国からの財源措置に依存しない業務運営を行っている場合や、事業費の一部について補助金等の交付を受けているがその金額が比較的小さい場合等が該当する。

(2) 業務の性格及び環境等の観点

市場から収益を得ている場合のように、業務の性格及び環境等が民間企業の活動に類似していると認められる場合であって、投資額の回収が予定されている場合が該当する。

~~人においては、固定資産の有効利用の促進及び市場価格が著しく下落した場合の帳簿価額への反映といった減損会計基準の趣旨を踏まえ、企業会計における固定資産の減損会計基準を一部修正して適用することが適切な場合も考えられる。~~

~~3 このように、企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用すべき場合を特定して基準化することが困難なことから、その判断を主務省令等に委ねることとしたものである。~~

Q 減損 0-1

~~現状においては、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切であると認められない場合とはあるが、附属病院についてはどう具体的にどのような場合か。~~

A

~~独立行政法人が行っている業務内容は多様であり、企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切な場合を一律かつ統一的に示すことは困難であるが、以下のような観点から、減損会計基準の設定の趣旨を踏まえ、総合的に判断することが必要であると考えられる。~~

~~(1) 独立採算型等の観点~~

~~国からの財源措置に依存しない業務運営を行っている場合や、事業費の一部について補助金等の交付を受けているがその金額が比較的小さい場合等が該当する。~~

~~(2) 業務の性格及び環境等の観点~~

~~市場から収益を得ている場合のように、業務の性格及び環境等が民間企業の活動に類似していると認められる場合であって、投資額の回収が予定されている場合が該当する。~~

~~国立大学法人の固定資産の減損会計基準は、「現状においては、企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であるとは認められない。」とされているため、附属~~

○前文の修正（見込）に合わせ、附属病院に関する考え方を補足。

Q減損 0-3

企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切かどうかの判断は、法人単位で行うのか。

A

企業会計の減損会計基準の適用の要否の判断は、法人又は法定の勘定区分を単位として行うことを原則とする。

なお、法人又は同一の勘定内に独立採算型の業務と国の財源措置に依存した業務がある場合等であって、独立採算型の業務がその他の業務と明確に区分できるような場合には、当該業務に係る固定資産についてのみ企業会計の減損会計基準を適用することも認められる。

Q減損 0-4

企業会計の減損会計基準を適用する場合には、財務諸表における表示や注記等のすべてについて企業会計の減損会計基準に準拠することになるのか。

病院を含めて独立行政法人における減損会計基準によることとなる。

企業会計における固定資産の減損会計基準については、独立行政法人の減損会計基準において、「独立採算型の観点」及び「業務の性格及び環境等の観点」から総合的に判断することが必要であるとされている（独立行政法人減損会計基準Q&A Q減損0-2）。

国立大学法人の附属病院における診療業務については、民間病院と同様の診療活動による診療収入をもって診療機器の取替更新の財源に充てているが、一方で、附属病院においては、相当額の運営費交付金の措置を前提として教育・研究・診療が一体となっており、独立採算型の運営が予定されているとは言いがたい。むしろ、附属病院は、収支均衡型の業務運営を予定し、必要に応じて財源が措置される構造であるといえる。

~~Q減損 0-3~~

~~企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切かどうかの判断は、法人単位で行うのか。~~

~~A~~

~~企業会計の減損会計基準の適用の要否の判断は、法人又は法定の勘定区分を単位として行うことを原則とする。~~

~~なお、法人又は同一の勘定内に独立採算型の業務と国の財源措置に依存した業務がある場合等であって、独立採算型の業務がその他の業務と明確に区分できるような場合には、当該業務に係る固定資産についてのみ企業会計の減損会計基準を適用することも認められる。~~

~~Q減損 0-4~~

~~企業会計の減損会計基準を適用する場合には、財務諸表における表示や注記等のすべてについて企業会計の減損会計基準に準拠することになるのか。~~

○会計基準により統一的に取扱いが定まるため、削除。

○企業会計の減損会計基準を適用しないため、削除。

A

財務諸表の利用者である国民、主務大臣及び評価委員にできるだけ分かりやすい情報を提供するとの観点から判断することが必要であり、このような観点から、企業会計の減損会計基準を適用する範囲は、減損の兆候、認識、測定に関する部分とし、減損を認識した場合の財務諸表における表示や注記の記載事項等については、できる限り減損会計基準に準じて開示することが適切である。

Q 減損 1 - 1

固定資産のサービス提供能力とは、具体的にどのようなものをいうのか。

A

1 固定資産のサービス提供能力とは、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」において述べられているように、「固定資産についてどの程度の使用が想定されているか、すなわち、固定資産をどの程度使用する予定であるか」という観点からみた場合の固定資産の能力である。

2 具体的事例を用いて説明すれば、以下のとおり。

~~A~~

~~財務諸表の利用者である国民、主務大臣及び評価委員にできるだけ分かりやすい情報を提供するとの観点から判断することが必要であり、このような観点から、企業会計の減損会計基準を適用する範囲は、減損の兆候、認識、測定に関する部分とし、減損を認識した場合の財務諸表における表示や注記の記載事項等については、できる限り減損会計基準に準じて開示することが適切である。~~

~~Q 減損 1 - 1~~

~~固定資産のサービス提供能力とは、具体的にどのようなものをいうのか。~~

~~A~~

~~1 固定資産のサービス提供能力とは、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準の設定及び国立大学法人会計基準の改訂について」において述べられているように、「固定資産についてどの程度の使用が想定されているか、すなわち、固定資産をどの程度使用する予定であるか」という観点からみた場合の固定資産の能力である。~~

~~2 具体的事例を用いて説明すれば、以下のとおり。~~

~~(1) 教育の用に供する目的で取得した講堂について、そのサービス提供能力は中期計画等においてどういった使用が予定されているかの観点からサービス提供能力が測定されることになる。~~

~~例えば、建物の収容者数の上限等ではなく、通常の教育の実施による使用見込による。具体例としては、① 1日当たり 5 時間使用するとした場合は、その使用見込時間数、② 1日当たり最大延 500 人が利用可能であるが、延 400 人が利用予定である場合はその予定人数として測定される。~~

○ 国立大学法人等により一般的な事例を追加。

(1) もっぱら宿泊の用に使用する目的で取得した研修宿泊施設のサービス提供能力は、何人の研修生を宿泊させることが予定されているかという観点からサービス提供能力が測定されることになる。

なお、サービス提供能力は、取得時の計画を基礎として測定されることになり、物理的には200人収容可能な施設であっても、取得時の計画が、通常業務においては180人の収容（繁忙時対応等のバッファ－20人分）を予定していた場合のサービス提供能力は180人と測定される。

(注) 取得時の計画収容者数が、物理的な収容可能者数を大きく下回る場合であって、合理的な理由がない場合には、取得計画の妥当性が問われ、減損の認識に至ることもあり得る。

また、取得時においては100人収容、その後の業務の進展に応じ5年後には180人の収容を計画して取得される場合もあり、この場合のサービス提供能力は取得時には100人であり、その後計画に従って増加し、5年後には180人と測定される。

(2) インターネットを利用して情報提供のサービスを行うことを目的に取得したコンピュータシステムのサービス提供能力は、その計画処理量の観点からサービス提供能力が測定される。

すなわち、5,000件/日の処理が見込まれることから、バックアップ機能等を考慮して7,000件/日の処理能力を有するコンピュータシステムを取得した場合の当該コンピュータシステムのサービス提供能力は、5,000件/日と測定される。

Q 減損 2 - 1

減損会計基準を適用しないことができる重要性の乏しい固定資産とは、どのようなものが考えられるか。

~~(1) もっぱら宿泊の用に使用する目的で取得した研修宿泊施設のサービス提供能力は、何人の研修生を宿泊させることが予定されているかという観点からサービス提供能力が測定されることになる。~~

~~なお、サービス提供能力は、取得時の計画を基礎として測定されることになり、物理的には200人収容可能な施設であっても、取得時の計画が、通常業務においては180人の収容（繁忙時対応等のバッファ－20人分）を予定していた場合のサービス提供能力は180人と測定される。~~

~~(注) 取得時の計画収容者数が、物理的な収容可能者数を大きく下回る場合であって、合理的な理由がない場合には、取得計画の妥当性が問われ、減損の認識に至ることもあり得る。~~

~~また、取得時においては100人収容、その後の業務の進展に応じ5年後には180人の収容を計画して取得される場合もあり、この場合のサービス提供能力は取得時には100人であり、その後計画に従って増加し、5年後には180人と測定される。~~

(2) ~~インターネットを利用して情報提供の~~**学術研究の演算処理**サービスを行うことを目的に取得したコンピュータシステムのサービス提供能力は、その計画処理量の観点からサービス提供能力が測定される。

すなわち、5,000件/日の処理が見込まれることから、~~バックアップ~~**バッファ－タ－アップ**機能等を考慮して7,000件/日の処理能力を有するコンピュータシステムを取得した場合の当該コンピュータシステムのサービス提供能力は、5,000件/日と測定される。

Q 減損 2 - 1

減損会計基準を適用しないことができる重要性の乏しい固定資産とは、どのようなものが考えられるか。

A

1 減損会計基準を適用しないことができる重要性の乏しい固定資産とは、注解1に示されるように、固定資産の金額的側面及び質的側面を勘案して独立行政法人ごとに判断する必要があるが、例えば、以下の全ての要件に該当するものは、重要性が乏しいものとして減損会計基準を適用しないことができる。

- (1) 「機械及び装置並びにその他の附属設備」、「船舶及び水上運搬具」、「車両その他の陸上運搬具」、「工具、器具及び備品」又は「無形固定資産」（償却資産に限る。）であること。
- (2) 取得価額が5,000万円未満であること。
- (3) 耐用年数が10年未満であること。

2 上記1の要件は減損会計基準を適用すべき独立行政法人の全てに当てはまるものとして示しているものであり、この要件に該当しない固定資産であっても、各独立行政法人固有の状況に鑑みて重要性が乏しいと認められる固定資産については減損会計基準を適用しないことができる。具体的な取扱いとしては、例えば、取得価額が少額の「器具及び備品」であって、耐用年数が10年以上である（金属製の事務机、金庫等が該当する。）ことから、上記1の要件に該当しないが、独立行政法人の資産総額に占める割合が極めて小さいことから重要性が低いと認められる固定資産を減損会計基準の適用対象としないこと等が考えられる。

なお、減損会計基準を適用しない固定資産の範囲について、上記1の要件と異なる取扱いとする場合には、会計処理の透明性を確保し恣意的な運用を避けるため、取扱いの基準をあらかじめ定めておくことが適切である。

A

1 減損会計基準を適用しないことができる重要性の乏しい固定資産とは、注解1に示されるように、固定資産の金額的側面及び質的側面を勘案して国立大学法人ごとに判断する必要があるが、~~例えば、~~以下の全ての要件に該当するものは、国立大学法人に共通して重要性が乏しいものとして減損会計基準を適用しないことができる。

- (1) 「機械及び装置並びにその他の附属設備」、「船舶及び水上運搬具」、「車両その他の陸上運搬具」、「工具、器具及び備品」又は「無形固定資産」（償却資産に限る。）であること。
- (2) 取得価額が5,000万円未満であること。
- (3) 耐用年数が10年未満であること。

2 上記1の要件は減損会計基準を適用すべき国立大学法人の全てに当てはまるものとして示しているものである。~~り、この要件に該当しない固定資産であっても、各独立行政法人固有の状況に鑑みて重要性が乏しいと認められる固定資産については減損会計基準を適用しないことができる。具体的な取扱いとしては、例えば、取得価額が少額の「器具及び備品」であって、耐用年数が10年以上である（金属製の事務机、金庫等が該当する。）ことからものについては、上記1の要件に該当しないが、国立大学法人の資産総額に占める割合が極めて小さいことから重要性が低いと認め、られる固定資産を減損会計基準の適用対象としないこと等が考えられ~~とす。

~~なお、減損会計基準を適用しない固定資産の範囲について、上記1の要件と異なる取扱いとする場合には、会計処理の透明性を確保し恣意的な運用を避けるため、取扱いの基準をあらかじめ定めておくことが適切である。~~

3 他のものによる代替可能性のある収蔵品等については、資産総額に占める割合が極めて小

○比較可能性確保の観点から、統一的な基準を設定。

【変更】金額により一律に重要性が乏しいとする取扱いは取り止め、独立行政法人と同様としつつ、基準を明確化。

○収蔵品等について、国立大学法人等の業務の特性等を考

Q 減損 2-2

電話加入権、敷金・保証金及びソフトウェア等の無形固定資産についても、減損会計基準を適用する必要があるか。

A

1 電話加入権については、非償却資産であり、Q & A 減損 2-1 で示す要件に該当しないため減損会計基準を適用することになる。他方、敷金・保証金については、企業会計の金融商品に係る会計基準が適用される資産（「金融商品会計に関する実務指針（平成 12 年 1 月 30 日 会計制度委員会報告第 14 号）」第 133 項参照）であり、減損会計基準の適用はない。また、ソフトウェアについては、償却資産たる無形固定資産であることから、その取得価額が 5,000 万円未満であり、かつ、耐用年数が 10 年未満である場合には、減損会計基準を適用しないことが認められる。

~~2 なお、Q & A 減損 2-1 で示す要件とは異なる取扱いを独自に定めており、電話加入権が減損会計基準を適用しない固定資産に該当する独立行政法人であっても、電話加入権は、全ての独立行政法人に共通して計上されている固定資産であることと、及び先行独立行政法人にお~~

~~いことから重要性が低いと認め、教育研究上の使用価値に変化が無い限り、減損会計基準の適用対象としないこととする（Q 減損 3-6 参照）。~~

~~4 教育研究用の図書については、国立大学法人の業務である教育・研究の遂行に必須の基礎的資産であるとの質的側面に着目して特に資産計上する取扱いとしている。しかしながら、個々の図書に着目すると、金額的な重要性は極めて小さいこと、教育研究の用に供している間は使用価値の変化はみられないことから、減損会計基準の適用対象としないこととする。~~

Q 減損 2-2

電話加入権、敷金・保証金及びソフトウェア等の無形固定資産についても、減損会計基準を適用する必要があるか。

A

~~1~~ 電話加入権については、非償却資産であり、Q & A 減損 2-1 で示す要件に該当しないため減損会計基準を適用することになる。他方、敷金・保証金については、企業会計の金融商品に係る会計基準が適用される資産（「金融商品会計に関する実務指針（平成 12 年 1 月 30 日 会計制度委員会報告第 14 号）」第 133 項参照）であり、減損会計基準の適用はない。また、ソフトウェアについては、償却資産たる無形固定資産であることから、その取得価額が 5,000 万円未満であり、かつ、耐用年数が 10 年未満である場合には、減損会計基準を適用しないことが認められる。

~~2 なお、Q & A 減損 2-1 で示す要件とは異なる取扱いを独自に定めており、電話加入権が減損会計基準を適用しない固定資産に該当する独立行政法人であっても、電話加入権は、全ての独立行政法人に共通して計上されている固定資産であることと、及び先行独立行政法人にお~~

慮し、追加。

【追加】図書の取扱いについて、明確化。

○国立大学法人においては統一的に定めるため削除。

る計上の経緯から、電話加入権については、減損会計基準が統一的に実施されることが適切である。

Q減損3-1

「固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下したか、あるいは、低下する見込みであること」とは、どのような場合が考えられるか。

A

業務実績が以前に比べ低下した場合だけでなく、中期計画等に照らして当初から低い場合も該当するものとする。また、資産から入場料や使用料等の収入が生み出される場合には、その業務活動から生ずる損益又は収入が中期計画等における想定に比し著しく悪化している場合も該当する。

Q減損3-2

「固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」とは、具体的にどのような場合が考えられるか。

A

例えば、以下のような場合が考えられる。

- (1) 固定資産が使用されている業務を廃止又は再編成すること。業務の再編成には、業務規模の大幅な縮小などが含まれる。
- (2) 固定資産が遊休状態になっていること。
- (3) 固定資産の稼働率が著しく低下した状態が続いていること。
- (4) 固定資産に著しい機能的減価が観察できる

~~る計上の経緯から、電話加入権については、減損会計基準が統一的に実施されることが適切である。~~

Q減損3-1

「固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下したか、あるいは、低下する見込みであること」とは、どのような場合が考えられるか。

また、研究の遅延や中断は該当するのか。

A

1 業務実績が以前に比べ低下した場合だけでなく、中期計画等に照らして当初から低い場合も該当するものとする。また、~~資産から入場料や~~附属病院収入及びその他~~入場料や使用料等の~~収入が生み出される場合には、~~その~~業務活動から生ずる損益又は収入が中期計画等における想定に比し著しく悪化している場合も該当する。

2 また、研究の遅延や中断が生じた場合であっても、当該研究について客観的に実施又は再開がなされ、研究の実績が相当程度回復することを説明できる場合には、この対象には該当しない。

Q減損3-2

「固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」とは、具体的にどのような場合が考えられるか。

A

例えば、以下のような場合が考えられる。

- (1) 固定資産が使用されている業務を廃止又は再編成すること。業務の再編成には、業務規模の大幅な縮小などが含まれる。
- (2) 固定資産が遊休状態になっていること。
- (3) 固定資産の稼働率が著しく低下した状態が続いていること。
- (4) 固定資産に著しい機能的減価が観察できる

○ 国立大学法人等により一般的な事例を追加。

【削除】業務評価の例は、妥当性を欠くため取下げ。

こと。

- (5) 建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産について、建設の大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること。

Q 減損 3 - 3

「固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること」とは、具体的にどのような場合が考えられるか。

A

例えば、以下のような場合が考えられる。

- (1) 技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散などの技術的環境が著しく悪化していること。
(2) 業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生などの法律的環境が著しく悪化していること。

Q 減損 3 - 4

減損会計基準「第3 減損の兆候」第2項の(1)～(3)でいう「著しく低下」及び「著しい悪化」の「著しい」とは、具体的にどのような場合をいうのか。

A

- 1 「著しい」とは、固定資産が使用されている業務の実績、固定資産の使用可能性及び業務運営の環境について数量化できる場合には、50%を基準として判断することになる。
固定資産が使用されている業務の実績について例示すれば、取得時（独立行政法人設立に伴う承継時）の想定が、年間 50,000人 の利用を予定していた 研修宿泊施設 について、実績利用人数が年間 20,000人 の場合は、 $20,000人 \div 50,000人 = 40\%$ となり、減損の兆候に該当することになる。

こと。

- (5) 建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産について、建設の大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること。

Q 減損 3 - 3

「固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること」とは、具体的にどのような場合が考えられるか。

A

例えば、以下のような場合が考えられる。

- (1) 技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散などの技術的環境が著しく悪化していること。
(2) 業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生などの法律的環境が著しく悪化していること。

Q 減損 3 - 4

減損会計基準「第3 減損の兆候」第2項の(1)～(3)でいう「著しく低下」及び「著しい悪化」の「著しい」とは、具体的にどのような場合をいうのか。

A

- 1 「著しい」とは、固定資産が使用されている業務の実績、固定資産の使用可能性及び業務運営の環境について数量化できる場合には、50%を基準として判断することになる。
固定資産が使用されている業務の実績について例示すれば、取得時（国立大学法人 設立に伴う承継時）の想定が、年間 50,000人 700時間 の利用を予定していた 研修宿泊施設講堂 について、実績 利用人数稼働時間 数が年間 20,000人 280時間 の場合は、 $20,000人 \times 280時間 \div 50,000人 \times 700時間 = 40\%$ となり、減損の兆候に該当することになる。

○ 国立大学法人等の実態に即した修正。

2 なお、直接的に数量化することが困難な場合であっても、関連する各種のデータ等を参考にして、取得時の想定と比して概ね 50 %であるか否かで判断することになる。

Q 減損 3 - 5

市場価格とは、何を指すのか。また、毎期末に固定資産の市場価格を調査し、著しく下落しているかの判定を行う必要があるのか。

A

1 「市場価格」とは、市場性を有する資産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格をいう。例えば、独立した第三者間において公正な取引条件下で成立しうる資産の売却価額は、通常、市場価格であると言える。

2 固定資産の市場価格が帳簿価額に比して著しく下落しているかの判断については、次に例示するように、毎期末、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を減損の兆候を把握するための市場価格とみなして使用することができる。

(1) 固定資産が土地の場合

当該土地の相続税評価額（路線価）、近傍に所在する地価公示価格又は都道府県地価調査における基準地価格のいずれかの指標を採用し、当該土地の取得時におけるこれらの価格と期末におけるこれらの価格とを比較し、減損の兆候の有無を判断する方法

(2) 固定資産が建物等の場合

国土交通省が公表している建設工事費デフレーターを採用し、当該建物の取得時における指数と期末における指数を比較し、減損の兆候の有無を判断する方法

(3) 固定資産が機械装置、器具備品等の場合

当該機械装置又は器具備品等の定価又はカタログ価格等（同じ製品の製造が行われていない場合には同等の性能を有すると認められるも

2 なお、直接的に数量化することが困難な場合であっても、関連する各種のデータ等を参考にして、取得時の想定と比して概ね 50 %であるか否かで判断することになる。

Q 減損 3 - 5

市場価格とは、何を指すのか。また、毎期末に固定資産の市場価格を調査し、著しく下落しているかの判定を行う必要があるのか。

A

1 「市場価格」とは、市場性を有する資産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格をいう。例えば、独立した第三者間において公正な取引条件下で成立しうる資産の売却価額は、通常、市場価格であると言える。

2 固定資産の市場価格が帳簿価額に比して著しく下落しているかの判断については、次に例示するように、毎期末、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を減損の兆候を把握するための市場価格とみなして使用することができる。

(1) 固定資産が土地の場合

当該土地の相続税評価額（路線価）、近傍に所在する地価公示価格又は都道府県地価調査における基準地価格のいずれかの指標を採用し、当該土地の取得時におけるこれらの価格と期末におけるこれらの価格とを比較し、減損の兆候の有無を判断する方法

(2) 固定資産が建物等の場合

国土交通省が公表している建設工事費デフレーターを採用し、当該建物の取得時における指数と期末における指数を比較し、減損の兆候の有無を判断する方法

(3) 固定資産が機械装置、器具備品等の場合

当該機械装置又は器具備品等の定価又はカタログ価格等（同じ製品の製造が行われていない場合には同等の性能を有すると認められるも

のの定価又はカタログ価格等)を指標として採用し、取得時におけるこれらの価格と期末におけるこれらの価格とを比較し、減損の兆候の有無を判断する方法

Q減損3-6

資産等の市場価格がない場合にはどのような取扱いをするのか。

A

1 資産等の市場価格がない場合には、合理的と考えられる価額を算定する必要は必ずしもないと考えられる。したがって、資産等の市場価格がない場合には、他の兆候があるかどうかを判断することとなる。

2 ~~博物館の収蔵品や美術品等のように、歴史的・美術的な価値を有し、他の物で代替することが困難な固定資産については、その保有目的に鑑み、市場価格の変動がたとえあったとしても、それを考慮すべきではないことから、市場価格の著しい下落が見られるかどうかを判断する必要はない。したがって、市場価格については変動がなかったものとみなすのと同じ結果となる。~~

Q減損3-7

~~独立行政法人自らが使用しないという決定を行ったことには、閣議決定や主務大臣の決定等により固定資産を使用しないこととなった場合も含まれるのか。~~

A

~~閣議決定等により独立行政法人の業務の廃止が決定され、固定資産が使用されないこととなった場合には、通常独立行政法人は、当該決定を受け、業務廃止計画の策定等固定資産を使用しないという決定を行うことになることから、その場合には独立行政法人自らが使用しないという決定を行ったものと解すべきである。なお、主務大臣が未だ明示的な決定を行っていない等、固定資産が使用されないことが確実ではない場~~

のの定価又はカタログ価格等)を指標として採用し、取得時におけるこれらの価格と期末におけるこれらの価格とを比較し、減損の兆候の有無を判断する方法

Q減損3-6

資産等の市場価格がない場合にはどのような取扱いをするのか。

A

1 資産等の市場価格がない場合には、合理的と考えられる価額を算定する必要は必ずしもないと考えられる。したがって、資産等の市場価格がない場合には、他の兆候があるかどうかを判断することとなる。

2 ~~博物館の~~収蔵品や美術品等のように、歴史的・美術的な価値を有し、他の物で代替することが困難な固定資産については、その保有目的に鑑み、市場価格の変動がたとえあったとしても、それを考慮すべきではないことから、市場価格の著しい下落が見られるかどうかを判断する必要はない。したがって、市場価格については変動がなかったものとみなすのと同じ結果となる。

Q減損3-7

~~独立行政法人自らが使用しないという決定を行ったことには、閣議決定や主務大臣の決定等により固定資産を使用しないこととなった場合も含まれるのか。~~

A

~~閣議決定等により独立行政法人の業務の廃止が決定され、固定資産が使用されないこととなった場合には、通常独立行政法人は、当該決定を受け、業務廃止計画の策定等固定資産を使用しないという決定を行うことになることから、その場合には独立行政法人自らが使用しないという決定を行ったものと解すべきである。なお、主務大臣が未だ明示的な決定を行っていない等、固定資産が使用されないことが確実ではない場~~

【削除】土地の瑕疵等の取扱いについては、国立大学法人のみに止まるものではないため、取り下げ。

○国立大学法人等には一般的に想定されないため、削除。

~~合であっても、固定資産を使用しないこととな~~

~~る可能性が高くなった場合には、固定資産が使用されている範囲又は方法について当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生ずる見込みがあるものとして、減損会計基準「第3 減損の兆候」第2項(2)に該当する場合がある。~~

Q 減損 3 - 8

複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができることとされているが、一体となってサービスを提供する場合とはどのような場合をいうのか。

A

1 固定資産の減損については、原則として個々の固定資産ごとに、兆候の有無の判定、認識、測定を行うことになるが、減損の兆候の有無の判定については、複数の固定資産が一体となってサービスの提供を行っているとして認められる場合には、これらの資産を一体のものとして判定することができることとされている。

2 一体となってサービスを提供する場合とは、複数の固定資産が一体として使用されることが通常想定されているものであって、具体的には、次のような事例が考えられる。

- (1) 印刷機と、印刷物を自動的に帳合するソーターが一体として使用されている場合
- (2) 研修用の教室（建物）と、もっぱら当該教室で使用するために設置されている放送設備（講師用のマイクロフォンと、アンプ、スピーカー等の音響機器）

~~合であっても、固定資産を使用しないこととな~~

~~る可能性が高くなった場合には、固定資産が使用されている範囲又は方法について当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生ずる見込みがあるものとして、減損会計基準「第3 減損の兆候」第2項(2)に該当する場合がある。~~

Q 減損 3 - 7

複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができることとされているが、一体となってサービスを提供する場合とはどのような場合をいうのか。

A

1 固定資産の減損については、原則として個々の固定資産ごとに、兆候の有無の判定、認識、測定を行うことになるが、減損の兆候の有無の判定については、複数の固定資産が一体となってサービスの提供を行っているとして認められる場合には、これらの資産を一体のものとして判定することができることとされている。なお、一体となってサービスの提供を行っているとして認められる場合、重要性の判断にあたっては個々の資産に着目するのではなく、固定資産を一体として行うこととなる。

2 一体となってサービスを提供する場合とは、複数の固定資産が一体として使用されることが通常想定されているものであって、具体的には、次のような事例が考えられる。

- (1) 印刷機と、印刷物を自動的に帳合するソーターが一体として使用されている場合
- (2) 研修用の教室（建物）と、もっぱら当該教室で使用するために設置されている放送設備（講師用のマイクロフォンと、アンプ、スピーカー等の音響機器）

【追加】具体的な処理について追加。

(3) コンピュータシステムと、当該コンピュータシステムのために設置されている無停電電源装置

(4) 研究用の船舶と、当該船舶に設置されている研究用機器類

Q 減損 3 - 9

減損の兆候の有無について、土地と建物を一体のものとして判定して良いか。

A

土地と建物は、根源的なサービス提供の内容が異なることから、減損の兆候の有無について、これらを一体のものとして判定することは妥当ではない。

したがって、例えば、土地の上の建物について、その半分を使用しないという決定が行われた場合、建物については使用しない部分につき減損の兆候が存在することとなるが、土地については、必ずしも半分を使用しないこととなるわけではないため、別途、どの程度使用しないという決定が行われたかにより判断することとなる。

Q 減損 4 - 1

資産の全部又は一部の使用が想定されないと

(3) コンピュータシステムと、当該コンピュータシステムのために設置されている無停電電源装置

(4) 研究用の船舶と、当該船舶に設置されている研究用機器類

Q 減損 3 - 8

減損の兆候の有無について、土地と建物を一体のものとして判定して良いか。

A

土地と建物は、根源的なサービス提供の内容が異なることから、減損の兆候の有無について、これらを一体のものとして判定することは妥当ではない。

したがって、例えば、土地の上の建物について、その半分を使用しないという決定が行われた場合、建物については使用しない部分につき減損の兆候が存在することとなるが、土地については、必ずしも半分を使用しないこととなるわけではないため、別途、どの程度使用しないという決定が行われたかにより判断することとなる。

Q 減損 3 - 9

使用しないという決定には、用途変更の決定も含まれるとのことであるが、例えば、教育・研究両者の用に供している建物等について、その使用割合が変更となった場合、減損の兆候を認識するのか。

A

教育・研究両者の用に供している建物等の固定資産については、その使用割合が変更となった場合であっても、使用実態が大きく変更となるものではないことから、減損の兆候の認識は行わない取扱いとする。これは、附属病院において使途を特段特定していない機器についても同様である。

Q 減損 4 - 1

資産の全部又は一部の使用が想定されないと

【変更】附属病院に係る取扱いを削除。

○ 国立大学法人等により一般的な事例を追加。

【変更】附属病院における取扱いについて追加。

きと規定されているが、固定資産の一部が減損する場合とはどのような場合を想定しているのか。また、機械装置や器具備品等のようなものについても、一部減損があり得るのか。

A

1 固定資産の一部の減損とは、例えば、100人収容可能な研修宿泊施について、ピーク時の利用を見込んでも恒常的に30人収容施設で対応可能と認められるような場合であり、このような場合は利用が予定されない70人分の施設について減損を認識することになる。

2 機械装置や器具備品等については、これらの固定資産は、印刷機であれば印刷のため、測定機であれば、計測のために、通常一つの目的のために保有しており、このような場合には一部が減損するという概念は存在し得ず、固定資産の全部について減損の有無を判定することになる。

なお、複数の機能を有しており、複数の目的のために保有している機械装置や器具備品がある場合には、一部減損ということもあり得る。

Q減損4-2

市場価格の回復の見込みがあると認められないときは、例えばどのような場合か。

A

価格設定主体による価格の引き下げ（例えば、電話加入権）や技術進歩による旧式機器の陳腐化によって市場価格が下落したような場合は、通常、回復可能性は認められないと考えられる。

Q減損4-3

固定資産の市場価格の回復の見込み並びに将来の使用見込及び使用目的に従った機能を現に有していることについては、誰が根拠を示すのか。また、どの程度の合理性が必要か。

A

固定資産の市場価格の回復の見込み並びに将

きと規定されているが、固定資産の一部が減損する場合とはどのような場合を想定しているのか。また、機械装置や器具備品等のようなものについても、一部減損があり得るのか。

A

1 固定資産の一部の減損とは、例えば、100人収容可能な研修宿泊施設について、ピーク時の利用を見込んでも恒常的に30人収容施設で対応可能と認められるような場合であり、このような場合は利用が予定されない70人分の施設について減損を認識することになる。

2 機械装置や器具備品等については、これらの固定資産は、印刷機であれば印刷のため、測定機であれば、計測のために、通常一つの目的のために保有しており、このような場合には一部が減損するという概念は存在し得ず、固定資産の全部について減損の有無を判定することになる。

なお、複数の機能を有しており、複数の目的のために保有している機械装置や器具備品がある場合には、一部減損ということもあり得る。

Q減損4-2

市場価格の回復の見込みがあると認められないときは、例えばどのような場合か。

A

価格設定主体による価格の引き下げ（例えば、電話加入権）や技術進歩による旧式機器の陳腐化によって市場価格が下落したような場合は、通常、回復可能性は認められないと考えられる。

Q減損4-3

固定資産の市場価格の回復の見込み並びに将来の使用見込及び使用目的に従った機能を現に有していることについては、誰が根拠を示すのか。また、どの程度の合理性が必要か。

A

固定資産の市場価格の回復の見込み並びに将

来の使用見込及び使用目的に従った機能を現に有していることについては、独立行政法人がその根拠を示さなければならない。また、独立行政法人が示す回復可能性が認められるとの根拠が明らかに合理性に欠ける場合には、回復可能性がないものとする。

Q 減損 4-4

注解6において、「相当の期間内」とは、どの程度の期間か。また、「相当程度まで回復する」とは、どの程度をいうのか。

A

1 「相当の期間内」については、当該固定資産が独立行政法人において使用されているものであることから、その使用予定期間内に市場価格が回復することが必要である。したがって、当該資産の残存耐用年数期間となる。

また、非減価償却資産や鉄筋コンクリート造の建物等のように耐用年数が永久又は長期間に及ぶ固定資産については、独立行政法人制度の基本的枠組みである中期目標期間を考慮すれば、次の中期目標期間までに回復しないような場合には、価格回復の見込みがないと判断せざるを得ないことから、最大で1.0年程度とするのが妥当である。

2 「相当程度まで回復する」とは、帳簿価額の概ね80%程度まで回復することが見込まれることである。

Q 減損 4-5

~~複数の勘定で共有する固定資産について減損の兆候の有無を判定した結果、特定の勘定だけが減損の認識をしなければならない場合の取扱いはどうにするのか。~~

A

~~1 固定資産の減損は、原則として個々の固定資産ごとに、兆候の有無の判定、認識及び測定を行うこととされている。この原則は、複数の勘定で共有する固定資産についても同様であり、~~

来の使用見込及び使用目的に従った機能を現に有していることについては、国立大学法人等がその根拠を示さなければならない。また、国立大学法人等が示す回復可能性が認められるとの根拠が明らかに合理性に欠ける場合には、回復可能性がないものとする。

Q 減損 4-4

注解6において、「相当の期間内」とは、どの程度の期間か。また、「相当程度まで回復する」とは、どの程度をいうのか。

A

1 「相当の期間内」については、当該固定資産が国立大学法人等において使用されているものであることから、その使用予定期間内に市場価格が回復することが必要である。したがって、当該資産の残存耐用年数期間となる。

また、非減価償却資産や鉄筋コンクリート造の建物等のように耐用年数が永久又は長期間に及ぶ固定資産については、国立大学法人制度の基本的枠組みである中期目標期間を考慮すれば、次の中期目標期間までに回復しないような場合には、価格回復の見込みがないと判断せざるを得ないことから、最大で~~1.0~~1.2年程度とするのが妥当である。

2 「相当程度まで回復する」とは、帳簿価額の概ね80%程度まで回復することが見込まれることである。

~~Q 減損 4-5~~

~~複数の勘定で共有する固定資産について減損の兆候の有無を判定した結果、特定の勘定だけが減損の認識をしなければならない場合の取扱いはどうにするのか。~~

~~A~~

~~1 固定資産の減損は、原則として個々の固定資産ごとに、兆候の有無の判定、認識及び測定を行うこととされている。この原則は、複数の勘定で共有する固定資産についても同様であり、~~

○国立大学法人には該当しないため、削除。

物理的に1個の固定資産については、当該固定資産が複数の勘定で共有している場合であっても、物理的な1個の固定資産を単位として、減損の兆候の判定、認識及び測定を行うことになる。

2 例えば、A勘定とB勘定で共用する本部事務所建物については、当該建物が事務所として使用されているか否かの観点から、減損の兆候の有無の判定、認識を行うことになる。判定の結果、その一部が事務所として使用されていないと判定され、減損を認識した場合の減損損失額については、使用されないこととなった原因がA、Bいずれの勘定の業務に起因するのかの判断を行い、①もっぱらA勘定の業務の整理統合に起因するものである場合には、減損額はA勘定に計上することになり、②A、B両方の勘定の業務に起因するものである場合には、減損額についても、両勘定に計上することになる。

Q減損5-1

「減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合」とは、どのような場合が考えられるか。

A

1 減損が認識された固定資産がもはや市場に存在しない場合や、再調達価額の算出に著しく費用がかかる場合などが考えられる。

2 また、減損が認識された固定資産が建物等であって、独立行政法人自らが再調達価額を算定することが困難であって委託費等の外注経費が必要となるような場合にもこれに該当し、減損が認識された固定資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分（使用しないという決定を行った部分を含む。）以外の部分の割合を乗じて算出した額を減価償却後再調達価額とする方法を用いることができる。

Q減損5-2

~~物理的に1個の固定資産については、当該固定資産が複数の勘定で共有している場合であっても、物理的な1個の固定資産を単位として、減損の兆候の判定、認識及び測定を行うことになる。~~

~~2 例えば、A勘定とB勘定で共用する本部事務所建物については、当該建物が事務所として使用されているか否かの観点から、減損の兆候の有無の判定、認識を行うことになる。判定の結果、その一部が事務所として使用されていないと判定され、減損を認識した場合の減損損失額については、使用されないこととなった原因がA、Bいずれの勘定の業務に起因するのかの判断を行い、①もっぱらA勘定の業務の整理統合に起因するものである場合には、減損額はA勘定に計上することになり、②A、B両方の勘定の業務に起因するものである場合には、減損額についても、両勘定に計上することになる。~~

Q減損5-1

「減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合」とは、どのような場合が考えられるか。

A

1 減損が認識された固定資産がもはや市場に存在しない場合や、再調達価額の算出に著しく費用がかかる場合などが考えられる。

2 また、減損が認識された固定資産が建物等であって、国立大学法人等自らが再調達価額を算定することが困難であって委託費等の外注経費が必要となるような場合にもこれに該当し、減損が認識された固定資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分（使用しないという決定を行った部分を含む。）以外の部分の割合を乗じて算出した額を減価償却後再調達価額とする方法を用いることができる。

Q減損5-2

市場価格の著しい下落があり、減損を認識した場合であって、次のようなケースにおける減損後の帳簿価額は、減価償却後再調達価額とするのか。

また、この場合には、減損処理後の年度においても減損の兆候（市場価格の著しい下落）に該当することになるが、財務諸表の注記が必要となるのか。

帳簿価額	100,000	市場価格	30,000
正味売却価額	28,000	減価償却後再調達原価	70,000

（売却に要する費用 2,000）

A

1 減損額の測定は、正味売却価額と使用価値（減価償却後再調達原価）のいずれか高い額を基準として行うことから、質問のケースでは減損処理後の帳簿価額は70,000となり、減損前の帳簿価額との差額30,000が減損額となる。

2 質問のようなケースには電話加入権が該当することになるが、電話加入権については、減損処理後の会計年度の財務諸表において注記する必要はない。

3 電話加入権以外の固定資産については、減損処理後の年度においても財務諸表の注記を行うことが必要である。これは、減価償却後再調達原価と市場価格との間に乖離があることを国民、主務大臣、評価委員会の委員に開示することによって、当該固定資産を使用した業務の必要性等の議論を喚起することにその目的がある。

Q 減損 6-1

自己収入を財源として取得した固定資産について、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず発生した減損額についても、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上するのか。（現物出資された固定資産や施設費を財源として取得した固定資産については、独立行政法人の財産的基礎を構成するものであり、減損の発生により実質

市場価格の著しい下落があり、減損を認識した場合であって、次のようなケースにおける減損後の帳簿価額は、減価償却後再調達価額とするのか。

また、この場合には、減損処理後の年度においても減損の兆候（市場価格の著しい下落）に該当することになるが、財務諸表の注記が必要となるのか。

帳簿価額	100,000	市場価格	30,000
正味売却価額	28,000	減価償却後再調達原価	70,000

（売却に要する費用 2,000）

A

1 減損額の測定は、正味売却価額と使用価値（減価償却後再調達原価）のいずれか高い額を基準として行うことから、質問のケースでは減損処理後の帳簿価額は70,000となり、減損前の帳簿価額との差額30,000が減損額となる。

2 質問のようなケースには電話加入権が該当することになるが、電話加入権については、減損処理後の会計年度の財務諸表において注記する必要はない。

3 電話加入権以外の固定資産については、減損処理後の年度においても財務諸表の注記を行うことが必要である。これは、減価償却後再調達原価と市場価格との間に乖離があることを国民、文部科学大臣、評価委員会の委員に開示することによって、当該固定資産を使用した業務の必要性等の議論を喚起することにその目的がある。

Q 減損 6-1

自己収入を財源として取得した固定資産について、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず発生した減損額についても、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上するのか。（現物出資された固定資産や施設費を財源として取得した固定資産については、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものであり、減損の発生により実質

な財産的基礎の減少の程度を示すことになるという基本的な考え方（注解64参照）が該当するが、自己収入を財源として取得した固定資産については、財産的基礎には該当しないことから、このような整理は困難ではないのか。）

A

1 発生した減損額の会計処理については、当該固定資産の取得財源の如何にかかわらず、中期計画等で想定した業務運営を行ったか否かの観点から判断し、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益外の処理を行うことになる。

2 ~~なお、減損会計基準は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定されたものであり、質問のようなケースはあまり生じないものと考える。~~

な財産的基礎の減少の程度を示すことになるという基本的な考え方（注解64参照）が該当するが、自己収入を財源として取得した固定資産については、財産的基礎には該当しないことから、このような整理は困難ではないのか。）

A

1 発生した減損額の会計処理については、当該固定資産の取得財源の如何にかかわらず、中期計画等で想定した業務運営を行ったか否かの観点から判断し、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益外の処理を行うことになる。

~~2 ~~なお、減損会計基準は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定されたものであり、質問のようなケースはあまり生じないものと考える。~~~~

Q 減損6-2

~~国立大学法人の業務は教育、研究、診療と多岐に亘り、また、その業務の性質上、運営方法について詳細に中期計画等に記載することが困難であるが、国立大学法人において、中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこととしては、具体的にどのような場合が想定されるのか。~~

A

~~国立大学法人においては、設問のようなケースは通常想定されがたいところであるが、例えば、中期計画において記載された行うべき事項として、教育研究の用に供する建物等の維持・管理を行う旨を明記しているにもかかわらず、当該建物等の維持・管理の懈怠により、必要な管理がなされなかったことにより、資産価値が減耗した場合や、中期計画に記載した以外の事業を行ったことにより減耗等が生じた場合に、減損を認識することが想定されうる。~~

○国立大学法人には該当しないため、削除。

○国立大学法人の業務の特性を踏まえ、例示を追加。

Q減損 10 - 1

減損処理後の固定資産の減価償却は、減損処理前と同様に行うのか。

A

減損処理後の減価償却については、減損処理前の減価償却計算に適用されていた耐用年数や残存価格を検証し、必要があれば見直しを行わなければならない。

なお、耐用年数や残存価格の見直しが必要な場合とは、例えば、

- ① 固定資産の用途を変更した場合
- ② 複数の用途に使用されている固定資産について、その主要な用途の部分について減損を認識し、残存部分が減損後の主たる用途となった場合等が考えられる。

Q減損 10 - 1

減損処理後の固定資産の減価償却は、減損処理前と同様に行うのか。

A

減損処理後の減価償却については、減損処理前の減価償却計算に適用されていた耐用年数や残存価格を検証し、必要があれば見直しを行わなければならない。

なお、耐用年数や残存価格の見直しが必要な場合とは、例えば、

- ① 固定資産の用途を変更した場合
- ② 複数の用途に使用されている固定資産について、その主要な用途の部分について減損を認識し、残存部分が減損後の主たる用途となった場合等が考えられる。